

丹波東部(竹田川流域圏) 地域総合治水推進協議会について

- 総合治水条例の背景
- 総合治水条例の概要

総合治水条例の背景

① 度重なる大雨がもたらす甚大な被害

近年、台風災害による県内の主な被害

平成2年

台風第19号・
秋雨前線

■死者行方不明者 44名

■住宅全半壊 約1,100棟 床上・床下浸水 約66,000棟

既往洪水規模での河川整備を実施

平成16年

台風第23号

■死者行方不明者 26名

■住宅全半壊 約7,900棟 床上・床下浸水 約10,800棟

平成21年

台風第9号

■死者行方不明者 22名

■住宅全半壊 約1,100棟

床上・床下浸水 約1,800棟

避難判断に役立つ
危険情報の活用が不十分

平成23年

台風第12号

■県内47箇所で観測史上最大の雨量(県下152箇所の観測所中)

■床上・床下浸水 約6,800棟

台風第15号

■県内22箇所で観測史上最大の雨量(県下152箇所の観測所中)

■床上・床下浸水 約300棟

台風が連続して襲来

平成2年 台風第19号・秋雨前線

円山川の氾濫により冠水した
JR山陰本線玄武洞駅付近



渦流に洗われる荒湯付近



水没した豊岡市新田地区



出典：兵庫県ホームページより

平成16年 台風第23号

洲本川（桑間橋周辺）の被害状況



武庫川（生瀬橋周辺）の被害状況



船場川（富士才橋）の状況



豊岡総合庁舎駐車場の浸水状況



平成21年 台風第9号

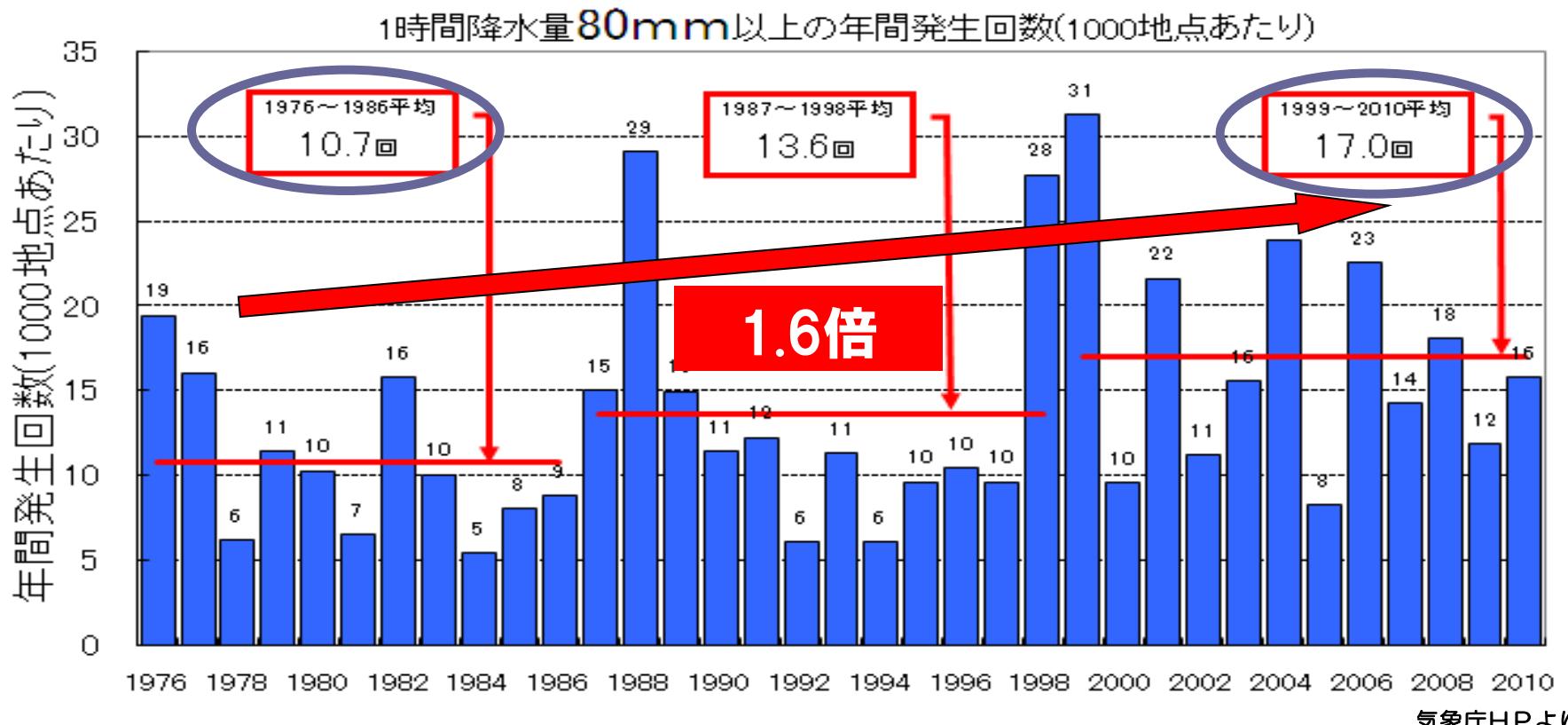
佐用川の被害状況



出典：兵庫県ホームページより

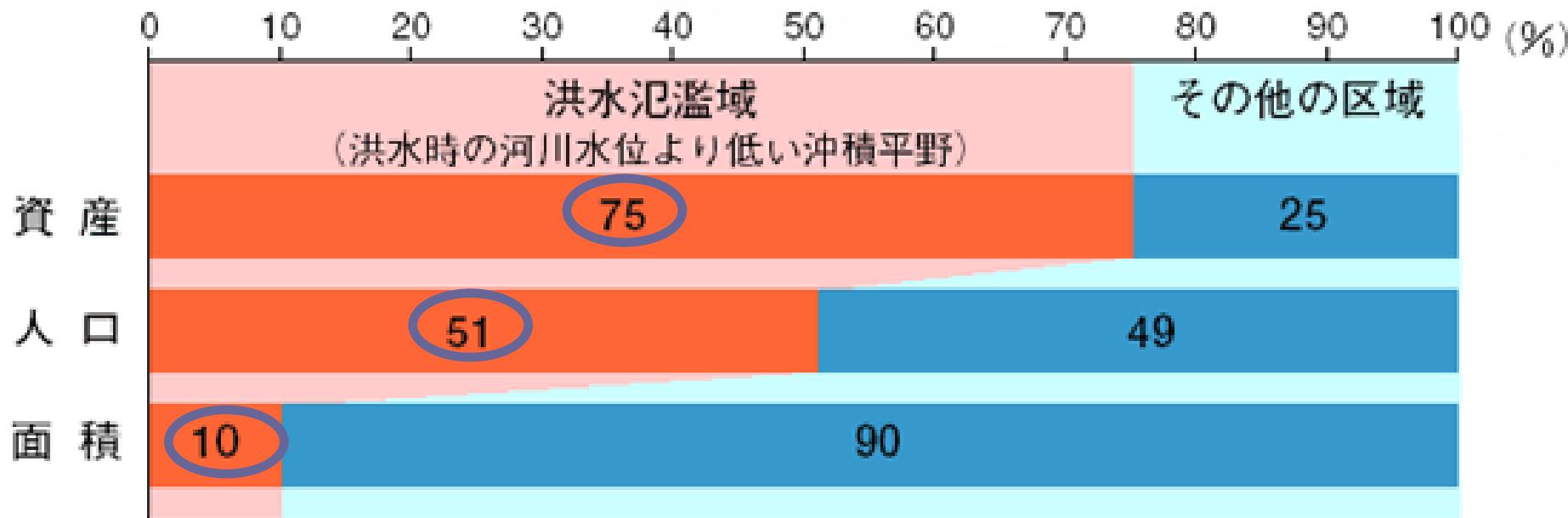
② 大雨が発生する頻度の増加

30年前と比較すると、猛烈な雨（80mm/h以上）
が降る回数は**1.6倍**に上昇（年間10.7回→17.0回）
*50mm/h以上では1.3倍



③ 洪水氾濫域に人口・資産が集中

浸水するおそれのある土地（洪水氾濫域）に、
人口の半分、資産の8割が集中



④ 都市化等による浸水被害構造の深刻化

人口高齢化・環境問題・都市化等の社会情勢の変化に連動して、**浸水被害構造が複雑・多様化（深刻化）**

① 人口高齢化

➡ “災害時要援護者”に対する防災上の課題が顕在化

② 地域コミュニティの希薄化

➡ 地域防災の弱体化（情報伝達の遅れ、消防団の減少等）

③ 「水害廃棄物」の処理問題

➡ 膨大量の回収・運搬・仮置・分別・処分の対応

④ 都市空間の高度利用

（地下空間の利用）

➡ 地下空間の浸水被害

⑤ 生活の電子化・高度化

（デジタル家電の普及等）

➡ 家財の被害規模拡大

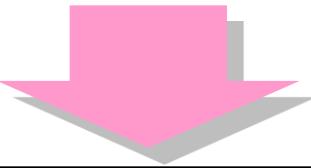
総合治水条例の施行の背景

①度重なる大雨が
もたらす甚大な浸水被害

②大雨が発生する
頻度の増加

③洪水氾濫域に
人口・資産が集中

④都市化等による浸水
被害構造の深刻化



河川や下水道の整備といった

『これまでの河川下水道対策』

だけでは、被害を防ぐことは困難となってきています。

総合治水条例の施行の背景

これまでの治水

河川・下水道の整備

河川下水道対策

「びかす」

+

<効果的に組み合わせ>

雨水を一時的に貯留・地下に浸透させる

流域対策

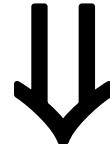
「ためる」

+

浸水した場合の被害を軽減する

減災対策

「そぐえる」



これからの治水

「総合治水」

総合治水条例の概要

総合治水条例の概要

条例の目的

- ① 総合治水の基本理念を明らかにする。
- ② 総合治水に関する施策を定める。
- ③ 県・市町・県民が協働して総合治水を推進する。

条例の特徴

- ① 総合治水の推進に関するあらゆる施策を示した上で、
県・市町・県民の責務を明確化。
- ② 総合治水に関する施策の計画的な推進を図るため、県土
を 11 の地域に分け、各地域で「**地域総合治水推進計
画**」を策定する枠組みを規定。
- ③ 雨水の流出量が増加する**一定規模以上**の開発行為を行う
開発者等に対し「**重要調整池**」の設置等を義務化。

総合治水条例の概要

条例の構成

- 総則（第1条～第5条）
- 地域総合治水推進計画（第6条・第7条）
- 河川下水道対策（第8条・第9条） 【ながす】
- 流域対策（第10条～第37条） 【ためる】
- 減災対策（第38条～第50条） 【そなえる】
- 県民相互及び他の行政機関との連携（第51条～第54条）
- 雜則（第55条～第57条） ■ 罰則（第58条～第61条） ■ 附則

第2条 基本理念

- ◆ 総合治水は、河川下水道対策、流域対策、減災対策を組み合わせることにより、降雨による浸水の発生を抑制し、浸水被害を軽減することを目的として推進します。
- ◆ 総合治水は県・市町・県民が、相互に連携し、協働して推進します。
- ◆ 総合治水は、環境の保全と創造に配慮して推進します。

第3～5条 県の責務、市町の責務、県民の責務

県の責務

総合治水に関する総合的・計画的な施策の策定・実施

市町の責務

各地域の特性を生かした施策の策定・実施

県民の責務

- ・雨水の流出抑制と浸水発生への備え
- ・行政が実施する総合治水に関する施策への協力

連携・協働

河川下水道
対策

減災
対策

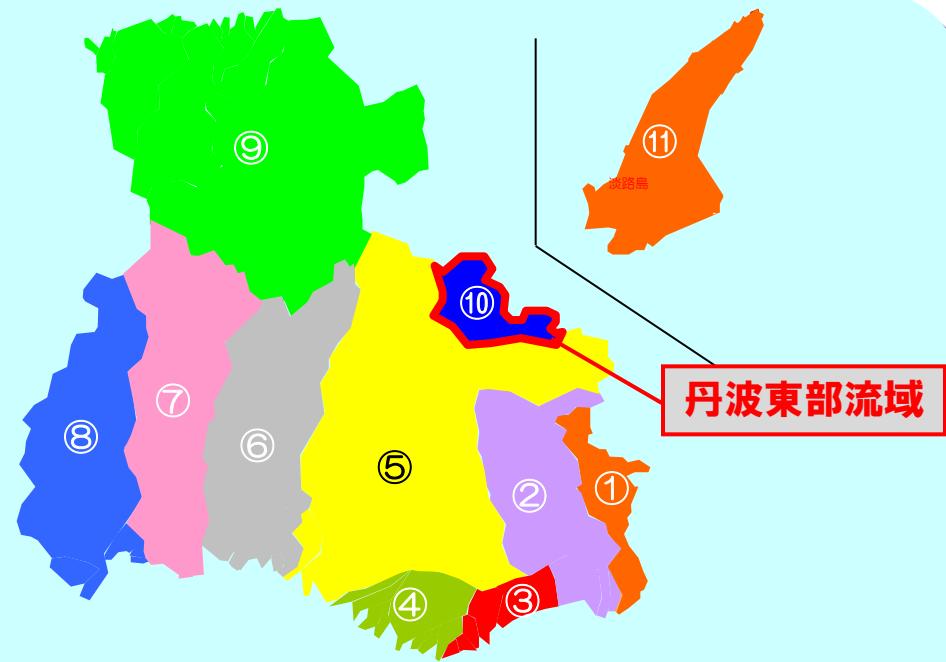
流域
対策

第2章 地域総合治水推進計画

第6条 地域総合治水推進計画

流域を基本とし、県民生活・産業・地域の特性を考慮して、推進計画の策定単位となる

11の「**計画地域**」を知事が設定



<計画地域の名称、地域に属する代表的な河川及び市町>

① 阪神東部	猪名川(尼崎市、伊丹市他)	⑦ 西播磨東部	揖保川(たつの市、宍粟市他)
② 阪神西部	武庫川(尼崎市、西宮市他)	⑧ 西播磨西部	千種川(赤穂市、佐用町他)
③ 神戸	新湊川(神戸市)	⑨ 但馬	円山川(豊岡市、養父市他)
④ 神明	明石川(神戸市、明石市)	⑩ 丹波東部	竹田川(篠山市、丹波市)
⑤ 東播磨 ・北播磨・丹波	加古川(加古川市、西脇市他)	⑪ 淡路	三原川(洲本市、淡路市他)
⑥ 中播磨	市川(姫路市、市川町他)		